

2 国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

○平成7年9月29日（金）

【村山内閣総理大臣の所信表明演説】

第134回国会の開会に当たり、また、戦後50年を迎えて初めて開催される国会の冒頭に当たり、所信の一端を申し述べます。

〔はじめに〕

昨年6月の政権発足後約1年3カ月、この内閣は、戦後の長年にわたる懸案であった政治改革、税制改革、地方分権などの諸改革を実施してまいりました。また、去る8月15日には、戦後50年の節目に当たっての談話を発表し、我が国の過去に対する歴史認識と世界平和を基軸とした今後の対外政策のあり方を内外に明らかにいたしました。さらに、被爆者援護やいわゆる従軍慰安婦問題などの戦後処理問題にも一つの区切りをつけることができたものと確信をいたしております。

しかしながら、世界の政治、経済が戦後長く続いた旧来構造から大きく変化している今日あって、依然として我が国は、政治、行政、経済社会の各面において、戦後の復興、成長期の構造を色濃く残しているのが現実であります。もとより、我が国固有の制度、慣行には未来に守り伝えるべきものも多数存在していることは言うまでもありませんが、今こそ、私たちはその歴史を振り返り、戦後のこの国の発展を支えてきたものは何であるのか、それらのうちどのような面が今や将来の発展の妨げとなっているのか、次なる世紀を展望したとき何が日本と世界の発展にとって必要なのかを真剣に議論をし、大胆な改革に取り組まなければなりません。

私は、これまで築き上げてきた3党間の信頼関係を基軸としつつ、新たな陣容のもと、ここに心を新たにして、以下に述べる内外の主要課題への取り組みに全力を傾ける所存でございます。

〔景気・経済対策の実施〕

まず何よりも急がれる課題は、当面の景気・経済対策であります。

日本経済は、バブル崩壊の後遺症に加え、年初以来の震災や円高等の影響により景気の足踏み状態が長引くなど、全般的には依然厳しい状況が続いております。政府としては、この春以来、緊急円高・経済対策や、その具体化・補強を図るための諸施策、さらに円高是正のための海外投融資促進対策など切れ目のない施策を講じてまいりました。最近、為替や株式市場には明るい兆候が見

られるようになっておりますが、この機を逃すことなく、景気回復を確実なものとするため、今こそ的確かつ効果的な対策を講ずるべきであるとの考えのもとに、去る20日には経済対策を決定したところでございます。

同対策においては、国民生活の質の向上や新しい産業の創出につながる分野等に重点を置いた過去最大規模の内需拡大策、土地の有効利用、証券市場活性化、雇用や中小企業対策などの直面する課題の早期克服、さらには、経済構造改革の一層の推進の3点を中心とした対策を盛り込んだところでございます。また、公共投資等のハード面の対策のみならず、研究・情報等のソフト面の対策も充実をさせました。同時に、土地税制について、最近の経済情勢にかんがみ、土地基本法の理念を踏まえつつ、8年度税制改正において結論を得るべく、総合的かつ積極的に検討することといたしております。

さらに、今次対策においては、阪神・淡路大震災復興関連事業等を推進するとともに、新たな国際環境のもとでの我が国農業・農村の自立的発展を図る観点から、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱に基づき、高生産性農業基盤整備など農業の振興にも力を注いだところでございます。

また、経済の動脈とも言うべき金融システムの安定性を確保するため、金融機関の不良債権問題の早期解決を期し、引き続き果敢に対応してまいります。今般、金融制度調査会において中間的な取りまとめが行われたところでございますが、預金保険制度の拡充、住宅金融専門会社をめぐる問題への対応等につき、年内に対応策をまとめるべく最大限の努力をいたします。

政府としては、「景気回復内閣」として、国民生活を脅かし、中小企業を初めとした経済・産業活動の基盤を揺るがしかねない厳しい経済情勢から一刻も早く脱却をするため、為替動向を含めた内外の経済動向を注視しつつ、機動的かつ弾力的な経済運営に全力を挙げてまいります。国会におきましても、これら対策の根幹をなす本年度第2次補正予算案及び経済対策関連法案等を可及的速やかに成立させていただくことを切にお願い申し上げます。

世界の各国、各地域が国境を越えて競争にしのぎを削る時代が到来している中で、我が国が、21世紀にふさわしい、自由で、活力と創造性にあふれ、かつ国際経済と調和した経済社会をつくり出すためには、今般の経済対策においても明らかにしたとおり、「改革推進政権」として経済構造改革や行財政改革など、中長期的視点に立った改革に引き続き取り組むことも緊急の課題であります。

〔規制緩和の推進〕

まず第1になすべきは、経済社会の活力の妨げとなっている諸規制の緩和や商慣行の是正であります。

住宅・土地、情報・通信、流通・運輸、金融・証券分野などを中心とした重点的な規制緩和の断行、不透明な民間取引慣行の是正などにより、市場原理がより有効に働く自由な経済メカニズムを構築していかなければなりません。しかし、規制緩和等を行うに際し重要なことは、自由競争原理の貫徹とその反面生じる自己責任のあり方を徹底して議論することにあります。行政改革委員会において活発な議論をいただき、その意見を最大限尊重し、今年度内に規制緩和推進計画をより充実した内容に改定する決意であります。

もとより、具体的な規制の緩和や撤廃等には政府各部の決断と制度改正への努力が不可欠であります。私は、この徹底した議論と断固たる実行によってこそ真の改革が実現をし、また、これによって、我が国経済の高コスト構造のあらわれであり豊かな国民生活実現の妨げとなっている内外価格差の是正・縮小も進展するものと確信をいたしております。

〔経済構造改革の推進〕

経済フロンティアを開拓し、経済社会の活性化を一層強力に推進することも経済構造改革の重要な柱であります。

独創的・先端的な科学技術や情報通信が一国の将来を支える知的資産であり、また、豊かな国民生活と高度な産業活動を生み出す基盤を構成するものであることは改めて申すまでもありません。これらの分野における我が国の立ちおくれを取り戻し、科学技術創造立国を目指して、研究開発基盤整備や産学官の連携の促進等により研究開発活動を活性化させるとともに、高度情報通信社会の構築に向けた動きを加速・推進するための情報通信インフラ整備や情報通信技術の開発などに積極的に取り組んでまいります。

また、新たな産業分野の開拓の原動力となり、質の高い雇用機会の確保にも寄与する新規事業を創出することも、我が国の産業・雇用構造を改革する上で極めて重要な課題であり、資金、人材、技術の確保の円滑化を図るための法律改正を提案いたします。

我が国の国際社会に占める地位や役割を考えると、国際経済との調和を図ることも極めて大きな政策課題であります。このため、輸入促進地域における輸入関連事業者への支援事業の推進など、輸入や対日投資の促進のための施策を強化することといたしております。

また、民活法の対象施設や事業者支援を充実するなど、新たな産業や生活インフラの整備を進めてまいります。

さらに、政府としては、高齢化が本格化する21世紀に向け、引き続き公共投資基本計画に基づき着実な社会資本整備を図るなど、内需主導型の経済運営に資する施策の推進に努めてまいります。

以上のような経済構造改革を進めるとともに、政府としては、今年中に経済計画を策定し、21世紀に向けた我が国経済社会の展望を切り開いてまいりたいと考えております。

〔行財政改革の断行〕

自由で活力ある社会を建設するに当たっては、まずもって行政みずからがその改革に一層真剣に取り組む必要があり、行財政改革に全力を挙げなければなりません。

私たちが求める行政は、緊急時には強いリーダーシップを発揮するとともに、政策課題に常に迅速かつ弾力的に対応することが可能な、いわば、効率的で、しなやかではあるが強靱なる政府とでも形容さるべきものであります。かかる政府を実現するには、省利省益と称されるようなセクショナリズムを排し、国民の立場を基本としつつ、さらには国際的な視野から行政のあり方を見直し、さきに述べた規制緩和の一層の徹底に加え、地方分権、情報公開、審議会の運営の透明性の確保等、引き続き行政改革の断行に全力を傾ける必要があります。

特に、地方分権については、住民に身近な行政は、住民が直接選んだ首長の責任のもとに地方公共団体が事務を行うという地方自治の大原則に立っても、また、国が本来果たすべき役割を重点的に担うという観点からも、ぜひとも早期に実現すべき課題であります。地方分権推進委員会から具体的な指針の勧告をいただき、地方分権推進計画を早急に策定し、権限委譲や国の関与の緩和や廃止、地方税財源の充実強化、地方行政体制の整備など、地方分権の流れを加速させていく所存であります。

同時に忘れてならないのは、国と民間、国と地方との関係において、相互のもたれ合いや甘えはなかったか、また、国民、住民への説明や情報開示は十分に行われていたかという点を検証することです。このような真剣な議論やそれを通じた各界の自覚をもって初めて、国民の間において、いかなる分野において自己責任原則を徹底させ、いかなる分野において政策的措置が必要であるかについての合意が形成され、真の意味での行政改革がなし遂げられるものと信じております。

現在極めて厳しい状況に置かれている財政についても真剣な議論が必要であります。今般の経済対策においては、厳しい財政事情ではありますが、当面の経済情勢に対処すべく、特例公債を含む公債発行を実施することといたしました。その結果、財政事情は一層悪化せざるを得ません。今後21世紀に向け、我が国が活力ある社会を構築していくためには、経済構造の抜本的な改革や高齢

社会に対応したさまざまな行政ニーズに対し、真に必要な財政支出をためらうわけにはまいりません。

他方、改めて言うまでもなく、国の財政は租税負担と負債、すなわち究極的には現在と未来の国民の負担により運営されております。私たちの子供や孫の世代に過度の重荷を背負わせることなく、同時に、多様な行政ニーズに財政が弾力的に対応し得るよう、中長期的観点に立った適切かつ健全な経済・財政運営に努めていくとともに、行政改革と一体的に財政改革を推進していかなければなりません。

〔安全で安心できる社会の構築〕

震災や無差別テロ事件などにより、国民の安全への危惧が強まっておりますが、安全で安心できる社会を構築することは国政の基本であり、本内閣が最も重視する課題の1つでございます。特に、さきの阪神・淡路大震災に関しては、阪神・淡路復興委員会の提言を踏まえ、この地域の我が国経済社会における重要な役割をも十分認識しつつ、本格復興に向けて引き続き全力を尽くしてまいります。

地震を初めとした災害に強い国づくり、町づくりという観点から、今般、災害予防から応急対策、復旧・復興に至るまでの災害対策指針である新防災基本計画を策定したところでありますが、これを今後の災害時の総合指針として活用してまいります。さらに、被害情報の早期収集・伝達体制の整備や緊急応急体制の拡充に努めていくとともに、制度面では、国の災害対応体制の充実強化を内容とする災害対策基本法の改正案等も今国会に提出することといたしております。

私は、今回の震災の経験から得た貴重な教訓を風化させることなく、総合的な災害対策の一層の充実強化に取り組むことが、とうとい犠牲をむだにしない唯一の道であると信じるものであります。

無差別テロ事件や銃器を用いた凶悪犯罪の頻発は、私たちが目指す安全で安心できる社会への許しがたい挑戦であります。特に、オウム真理教信者らによる一連の事件においては、平穏な市民社会においてサリン等の大量殺りく兵器として使用し得る物質が使用されたことが内外に大きな衝撃を与えたことを踏まえ、関係国との国際協力を推進するとともに、再発防止のため政府が一体となった対策を講じてまいりました。また、銃器犯罪に対しては、銃器対策推進本部を設置し、強力な取り締まりや広報啓発等の総合的な対策を推進しております。今後とも、これらの事件について徹底した真相究明と再発防止措置を講ずることにより、我が国が誇りとしてきた良好な治安の維持に努めてまいります。

また、国民が健康で安心して暮らすことのできる公正な社会を構築することを忘れてはなりません。高齢化や核家族化の進展により深刻化している高齢者介護や少子化の問題への対応を図るとともに、ハンディキャップを背負った人々が普通の生活ができるよう、今後とも保健・福祉施策の一層の充実にも力を注いでいくほか、人権が守られ差別のない社会の建設を推進してまいります。

さらに、水俣病問題については、関係者の御尽力により、今般大きな進展を見たところでありますが、一日も早く全面的かつ最終的な決着を得るべく、引き続き全力を傾けてまいります。

宗教法人制度については、昭和26年の宗教法人法制定以後、社会状況や宗教法人の実態が変化する中で、現行法では必ずしも実情に適合しない面が生じてきており、その見直しを図るべきであるとの意見が国民の間でも高まっています。政府としては、宗教法人審議会における制度のあり方についての慎重な検討結果を踏まえて、信教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ、必要な法改正に取り組む所存であります。

〔国際社会の平和と繁栄に向けての貢献〕

国際社会においては、冷戦後の新たな枠組みをつくり上げるためのたゆみない努力が続けられていますが、世界は依然多くの流動的な要素を抱えています。一国の安全と繁栄は国際社会の平和と繁栄の中でしか実現できない状況となっており、我が国は多くの分野で一層積極的な役割を果たしていく必要があります。

冷戦終了後の重要な課題の第1として、地域紛争の平和的な解決があります。

私は、先ごろ中東地域を歴訪してまいりましたが、一昨年秋のイスラエル・PLO間の歴史的な合意以降、中東和平は新たな段階に入り、これまで着実な進展を見ております。私は、この和平に向けた歴史的な流れを支援するため、各指導者に対し一層の交渉努力を訴えるとともに、経済支援を初め、引き続き積極的な貢献を行っていくことを表明いたしました。

また、シリア・イスラエル間の和平に寄与し、国連平和維持活動に引き続き積極的に貢献するとの観点から、明年2月を目途にゴラン高原のPKOに自衛隊部隊等を派遣するための準備を開始したことを説明したところであります。

旧ユーゴスラビアでの紛争も、国際社会が全体としてその平和的解決に取り組むべき問題であり、我が国としても和平を支援するために可能な限りの外交努力を継続するとともに、人道支援等の適切な協力を行ってまいります。

冷戦後の国際社会にとっていま一つの重要課題は、核軍縮・核不拡散の推進であります。本年5月のNPTの無期限延長と核不拡散・核軍縮のための原則

と目標の決定を受けて、我が国は唯一の被爆国として、今後ともすべての核兵器国に対し、核兵器の究極的な廃絶に向けて核軍縮に真剣に取り組むよう強く訴えてまいります。

核兵器国に対し核実験の最大限の自制が求められている中で、中国及びフランスが核実験を実施したことは極めて遺憾であります。今後とも我が国として、核実験の停止を国際的に強く働きかけるとともに、全面核実験禁止条約の明年中のできる限り早い時期の妥結に向け最大限努力してまいります。

また、冷戦後の国際情勢の変化も踏まえつつ、今後の我が国の防衛力のあり方についても、総合的な観点から引き続き精力的に検討を行ってまいりたいと考えております。

貧困の撲滅や市場経済への移行努力に対する支援、食糧問題、環境、人権、人口、エイズ、麻薬等の地球規模の問題への取り組みも我が国の国際貢献の最も重要な柱の1つであり、引き続き積極的な役割を果たしていかなければなりません。先般、北京で開催された世界女性会議において、我が国は、途上国の女性支援のため、教育、健康、経済・社会活動への参加の3つの分野を中心として開発援助の拡充に努力すると新しい指針を発表いたしました。今後ともこの指針に沿って途上国の持続的な開発のため積極的に貢献をしてまいりたいと考えています。

これらの国際社会が抱える問題を解決するに当たっての中核的な舞台は国連であり、国連創設50周年の記念すべきこの機会に、国連の機能強化を目指す改革を前進させるべきであります。我が国は、安保理改革、経済・社会分野の改革、行財政改革の3つの分野を国連改革の中心的課題と位置づけ、他の国連加盟国と協力をしつつ、その早期実現に引き続き努力をしてまいります。先般も河野外務大臣が、国連総会において、新たな視点に立った開発の重要性、紛争の解決及び軍縮・軍備管理の問題、国連改革の3点を中心に政府の考え方を述べたところであります。来月下旬には国連創設50周年を記念する特別会合が開催されますが、我が国として、こうした機会をもとらえ、国連改革の重要性を強調したいと考えております。

〔アジア・太平洋地域のさらなる発展を目指して〕

戦後50年を迎えた本年、くしくも我が国は、A P E Cの議長国として大阪会議を主催いたします。かつて「争いの海」として激しい戦いが行われた太平洋は、今や世界のどの地域にも増して急速な発展を遂げる「実りの海」となりつつあります。ともにアジア・太平洋地域の経済発展を促進するとの理想を掲げて発足したA P E Cは、この地域の世界経済における位置づけの高まりとともに、世界経済の持続的発展のために不可欠な存在となっております。

A P E C の大阪会議は、今後のアジア・太平洋における開かれた地域協力の発展のかぎを握る非常に重要なものであります。我が国としては、議長国として、貿易・投資の自由化、円滑化及び経済・技術協力の推進に向けた「行動指針」を策定するとともに、その具体化に向けての確固たる決意を内外に示すため、前向きな「当初の措置」を提示するなど、来る会議の成功に向け、責任ある役割を担ってまいりる決意でございます。

アジア・太平洋、さらには世界の平和と繁栄のためには、米国やアジア諸国などとの友好的な二国間協力関係を発展させていくことが重要であります。

日米関係については、11月のクリントン大統領訪日の機会に、次の世紀に目を向けた日米関係の基調を示すとともに、今後とも、広範な日米協力関係の政治的基盤たる日米安保体制を堅持し、その円滑かつ効果的な運用に努めてまいります。かかる観点からも、今国会における在日米軍駐留経費の負担に関する新たな協定の承認をお願いしたいと思います。

同時に、安保条約の目的達成との調和を図りつつ、米軍の駐留に伴う種々の問題の解決のために真剣に取り組む所存であります。特に、今月初めの沖縄県の女子小学生に対する痛ましい事件は極めて遺憾であり、沖縄県民の心情はもとより国民的な立場を踏まえて、このような事件が再発しないよう米側に強く求めるとともに、きちんと対処していきたいと考えております。

また、日米経済関係についても、協力の精神に基づき、引き続き円滑な運営に努めてまいります。

朝鮮半島政策については、韓国との友好協力関係の増進を基本とし、これを進めてまいります。北朝鮮の核兵器開発問題については、米国、韓国とともに朝鮮半島エネルギー開発機構への積極的な協力を行ってまいります。また、朝鮮半島の平和と安定に資するという観点を踏まえつつ、韓国等との緊密な連携のもと、日朝国交正常化交渉に取り組んでいく考えでございます。

中国との間で安定した友好協力関係を築いていくことも、アジア・太平洋地域、ひいては世界の安定と繁栄にとって極めて重要であります。引き続き中国の改革・開放政策を支援していくとともに、核軍縮を含む国際社会の諸問題に関して、日中間の率直かつ真剣な対話を深めていく所存であります。

日ロ関係において、北方領土問題という過去の負の遺産を克服し両国関係を完全に正常化することは、アジア・太平洋地域の平和と安定にも大いに貢献するものであります。先般、私からエリツィン大統領に対し領土問題解決のための政治決断を促すメッセージを伝えたところでございますが、今後とも、東京宣言に基づきさらに粘り強い努力を払い、政治経済両面にわたり均衡のとれた日ロ関係の進展を図ってまいります。

〔政治と行政のあり方〕

以上の国政の主要課題に取り組むに当たっては、政治が国民の信頼を取り戻すことが必要であることは言うまでもありません。さきの参議院議員選挙でも示された国民の政治への不信や関心の低下を厳しく受けとめ、国民の信頼と関心を回復するため、政治に携わるすべての人々が、この国と国民の将来のため、今、どのような議論を行い、どのような行動をなすべきかを真剣に問い直すことが必要でございます。

また、最近における公務員の綱紀に関する国民の御批判についても謙虚に受けとめる必要があります。行政や公務員に対する国民の信頼を回復するため、いやしくも全体の奉仕者たる公務員が国民の疑惑や不信を招くことがないよう、一層の綱紀粛正に努めてまいります。

〔むすび〕

戦後50年を経て、今、私たちは、幾多の困難な課題を抱えるとはいえ、過去の苦難の時代を振り返るに、それらの時代とは比較にならない豊かさと安寧を享受いたしております。このような時代であればこそ、私たちに求められていることは、先人が築き上げた貴重な資産の浪費ではなく、現在の平和と繁栄を土台として、次なる50年のこの国と世界のありように思いをめぐらせ、21世紀に生きる我々の子供や孫が安心して豊かに暮らせる世界、この国に生まれてよかったと思える日本を創出することであろうと考えます。

私は、以上申し上げた課題の実現がいかに困難なものであっても、憶することなく真正面からこれに取り組み、またその実現のため、衆知を集め、信義を心のよりどころとして、引き続き国政を担っていく決意であります。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は、10月3日、4日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

—— 質疑者 —— （発言順）

石井 一二君（平成） 岡部 三郎君（自民） 菅野 久光君（社会）
橋本 敦君（共産） 林 寛子君（平成）

〔政治姿勢〕

連立政権の特徴である透明かつ民主的な政策論議、情報公開の推進などによ

り、政治をできる限り理解しやすいものにするよう努めるとともに、引き続き、改革推進政権、景気回復内閣として我が国経済社会の展望を着実に切り開いていく決意である。

〔外交・安全保障〕

○中仏の核実験

極めて遺憾であり、今後とも両国に対し、あらゆる機会を通じて核実験停止について率直に訴え、強く働きかけていく。また、全面核実験禁止条約交渉の早期妥結に向け積極的に取り組むとともに、今次国連総会において核実験停止を求める決議案の採択を推進すべく総理特使の派遣を決定した。

○沖縄における少女暴行事件

極めて遺憾な事件であり、政府としては、再発防止のため厳格な措置をとるよう今般の日米外相会談、日米安全保障協議委員会を含め、あらゆる機会を利用して米側に強く申し入れてきたところである。

○日米地位協定見直し

今般、刑事裁判手続に関する特別専門家委員会を設置し、日米地位協定の枠組みのもとでの刑事裁判手続の仕組みの改善方策について検討を開始したところである。同委員会において真剣かつ精力的な検討を行い、できる限り早急に結論を得るよう全力を尽くす所存である。

○駐留軍用地特措法に基づく手続

この手続の一環として沖縄県知事に要請している機関委任事務である署名押印について、これを拒否する旨の文書を受領したが、国と県との間において機関委任事務をめぐる訴訟となるような事態を招くことは望ましいことではないので、話し合いにより解決するべく全力を挙げて取り組んでいきたい。

○日米首脳会談

日米関係は日本外交の基軸であり、その友好的な協力関係を一層発展させていくことがアジア・太平洋、さらには世界の平和と繁栄のために重要である。来る11月のAPEC大阪会合後のクリントン大統領との首脳会談においては、政治・安保、経済、グローバルな協力の3つの分野から成る日米パートナーシップを一層強化していくことについて話し合いたい。

○防衛計画の大綱の見直し

安全保障会議において今後の防衛力のあり方についての検討を実施しているが、今後、必要な事項について十分審議の上、11月をめどに防衛計画の大綱の

取り扱い方について結論を得たいと考えている。

○ A P E C大阪会議への対応

議長国として、十分な内容のある「行動指針」を策定するとともに、その具体化に向けての決意を内外に示すため前向きな「当初の措置」を提示するなど、来る会議の成功に向け、責任ある役割を担っていかねばならない。

〔経済・景気対策〕

○ 経済対策

9月20日に事業規模として過去最大の14兆2,200億円に上る経済対策を決定した。これにより、思い切った内需拡大、資産価値の下落に伴う諸問題を含めた直面する課題の克服及び経済構造改革を強力に推進していくこととしている。

○ 中小企業対策

中小企業の方々が、先行きに明るい見通しを持って、構造変化の波を積極的に乗り切っていけるようにすることが重要である。経済対策に基づき思い切った内需拡大策を実施し、景気回復への足取りを確実なものとしていく中で、中小企業の経営基盤の安定強化を図るとともに、技術開発や新規事業の創出等、創造的な事業活動を展開する活力ある中小企業に対する支援を一層強化していきたい。

○ 雇用対策

改正業種雇用安定法に基づき、構造的な要因により雇用調整を余儀なくされている業種の労働者ができるだけ失業を経ることなく労働移動することを支援するとともに、失業者の早期再就職に努めている。さらに、雇用創出を図るため、経済対策の中で、新規事業法に基づく支援措置の拡充を図るほか、中小企業の活力を生かした雇用機会の創出及び人材確保等の雇用対策を盛り込んだところである。

○ 不良債権処理

政府としては、今後、各方面における論議や金融システム内の最大限の対応等を踏まえつつ、公的資金の時限的導入も含めた公的関与のあり方について慎重な検討を進めていく所存である。

住専問題については、住専の今後の方向を含め当事者間の真剣な議論を強く促すとともに、不良債権等の受け皿となる機関等について検討を行い、年内に処理方策を固めたいと考えている。

〔阪神・淡路大震災〕

○復興への取り組み

阪神・淡路復興委員会の意見等を踏まえ、地元の復興計画に盛り込まれた復興事業の円滑かつ着実な実施のため、国として万全の支援を行うべく、引き続き政府一体となって取り組んでいく。

○住宅対策

甚大な住宅被害に対応し、被災者の方々の居住の安定を図るため、公共住宅の大量建設が必要であり、これまで公的住宅の建設に必要な予算の確保を図る等の措置を講じてきた。今回の第2次補正予算においても公的住宅を建設するための予算を増額し、兵庫県の3カ年計画で決められた公的供給住宅7万7,000戸のうち約7万戸の建設に着手することとした。

〔農業対策〕

○新食糧法下における米価安定

生産調整や備蓄運営を通じた適切な需給調整を図るとともに、計画流通制度のもとでの時期的にも地域的にも偏りのない安定流通、自主流通米価格の適切な値幅の範囲内の価格形成、政府買入れ価格については自主流通米価格の動向の反映を基本として生産コスト等をしんしゃくして設定すること等の措置を講じていきたい。

○A P E Cにおける農林水産分野への配慮

農業分野等の取り扱いについては日本の農業を取り巻く諸般の困難な事情を種々の機会に説明してきた。ウルグアイ・ラウンド合意を堅持するのが我が国の方針である。今後とも、A P E Cの自由化努力との関係では、かかる我が国の立場が反映されるよう明確に主張していく方針である。

〔社会保障・福祉〕

○高齢者介護システムの構築

老人保健福祉審議会において取りまとめられた中間報告で、適切な公費負担を組み入れた社会保険方式によるシステムについて具体的な検討を進めていくことが適当であると指摘されている。今後、老人保健福祉審議会において、中間報告を踏まえ、具体的制度案の基本的な考え方について、年内を目途に意見の取りまとめが行われることとされているが、高齢者介護問題は国民の生活と密接な関係を有する問題であり、国民的な議論が不可欠であることから、地方公聴会の実施も含め広く国民各層の意見を伺いながら検討を進めていきたい。

○高齢者対策基本法

政府は、21世紀初頭の本格的な高齢社会の到来に備え、長寿社会対策大綱に基づき広範な分野にわたる施策を総合的に推進してきた。参議院から提案をされ、衆議院に送付されている高齢社会対策基本法案は、今後の高齢社会対策の基本理念を示し、主要施策の基本的方向などを規定したもので、関係施策の充実に積極的な意義を有するものと考えており、その審議促進に期待している。

〔その他〕

○宗教法人法改正

今般のオウム真理教をめぐる事件を契機として、国会を初め一般国民の間でも宗教法人法の制度自体やその運用などをめぐる論議が大きく高まっている。昭和26年の法制定以降の社会の変化等に対応し、宗教法人審議会の報告を踏まえ、信教の自由と政教分離の原則を遵守しながら宗教法人法の改正について検討し、今国会に改正法案を提出したい。

○破壊活動防止法による団体規制

オウム真理教が引き起こした一連の事件は犯罪史上例を見ない極めて凶悪な犯罪であり、こうした事件を再び許すようなことは絶対にあってはならない。と同時に、破防法の適用については、その性格及び立法経緯等を十分に踏まえ、公安調査庁及び公安審査委員会において、法と証拠に基づき厳正、慎重に運用されるものと考えている。

○エイズ訴訟

裁判所から和解勧告が出たならば、過去既に相当数の方が亡くなっておられるという環境も考えながら、厳粛に受けとめ、その内容を謙虚に検討し、関係省庁とも協議をした上でできるだけ早く国としての対応を決めたい。

○世界女性会議

会議で採択された行動綱領には、女性の人権の擁護、女性の政策決定参加の促進、女性問題に関する国内本部機構の強化など我が国にとっても重要な事柄が含まれている。現在、男女共同参画審議会で21世紀を展望した男女共同参画社会のビジョンについて審議中であるが、この行動綱領についても十分検討を行っていただき、男女共同参画推進本部の施策に反映すべく努力していく。

○アイヌ新法

ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会において、約1年をかけ、法制度のあり方を含め今後のウタリ対策のあり方について議論いただき、アイヌ新法の問題についても、本懇談会での結論を踏まえて適切に対処していきたい。

○平成7年10月4日(水)

【武村大蔵大臣の財政演説】

—— 平成7年度補正予算(第2号) ——

今般、さきに決定されました経済対策を受けて、平成7年度補正予算(第2号)を提出することになりました。御審議をお願いするに当たり、当面の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、補正予算の大要を御説明申し上げます。

〔最近の経済情勢と経済対策〕

まず、最近の経済情勢と、さきに決定されました経済対策について申し上げます。

我が国経済の現状を見ますと、景気は足踏み状態が長引く中で、弱含みで推移しているところであります。

政府としましては、4月の緊急円高・経済対策を初めとして経済運営には万全を期してきたところであり、この結果、足元の経済は厳しいものの、為替や株式市場に明るい兆候が見られるようになってきております。今般、この機会をとらえ、景気回復を確実なものとするため、事業規模として史上最大の総額14兆2,200億円に上る経済対策を決定したところであります。

本対策におきましては、史上最大規模の公共投資等を確保し、現下の経済社会情勢に的確に対応するため重点的な投資等を行うなど、思い切った内需拡大策を実施するほか、土地の有効利用の促進、証券市場活性化策などにより現在直面している課題の早期克服に努めることとし、さらに研究開発・情報化の推進、新規事業の育成、規制緩和等による経済構造改革の一層の推進を図ることとしております。このように、今回の経済対策は、未曾有の厳しい財政事情のもと、21世紀を見据え、新たな経済社会の構築に向けて力強く第一歩を踏み出したものと確信しております。

税制面では、株式市場活性化の観点から、自己株式の利益消却の場合のみなし配当課税の特例措置を講ずることとしており、そのための租税特別措置法の一部を改正する法律案を先日国会に提出し、御審議をお願いしているところであります。土地税制につきましても、8年度税制改正において結論を得るべく、総合的かつ積極的に検討することとしております。

金融政策の面では、先般、公定歩合の第9次引き下げが実施され、その水準は史上最低の0.5%となっております。

最近の為替相場の動きにつきましては、4月25日の7カ国蔵相・中央銀行総

裁会議で合意され、ハリファックス・サミットでも支持されました「秩序ある反転」の過程にあると考えられます。今後とも、関係各国と引き続き緊密に協力してまいりたいと考えております。

〔金融機関の不良債権の早期処理〕

次に、金融機関の不良債権の早期処理について申し述べます。

金融機関の不良債権問題につきましては、その処理を先送りすることなく引き続き果断に対処するとともに、年内に対応策がまとまるよう全力で取り組んでまいります。このため、今般の金融制度調査会の審議経過報告を踏まえ、預金保険制度の拡充、協同組織金融機関の経営の健全性確保、住宅金融専門会社をめぐる問題への適切な対応等を図るとともに、公的資金の時限的な導入も含めた公的な関与のあり方につきましても、金融システム内での最大限の対応等を踏まえつつ検討を進めてまいります。

〔財政改革の推進〕

次に、財政改革の推進について申し述べます。

我が国財政の現状を見ますと、近年公債残高が急増し、その結果、国債費が政策的経費を圧迫するなど構造的にますます厳しさを増しています。特に今回、経済対策の重要性にかんがみ、公債の発行による思い切った財政措置を講ずることとした結果、6年度に200兆円を突破した公債残高は早くも7年度末には220兆円を超える見込みとなり、財政の硬直化が一段と懸念されます。将来の世代に多大な負担を残さず、高齢化の進展や国際的責任の増大など社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応するため、財政改革を推進していく必要はますます強まってきております。

〔税制上の諸課題〕

次に、税制上の諸課題について申し述べます。

税制につきましては、資産課税、法人課税等の諸課題が先般の税制改革後の課題とされていること等にかんがみ、先月半ばから再開されました政府税制調査会における審議等を踏まえつつ、こうした諸課題の検討に今後鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

〔綱紀の粛正〕

次に、綱紀の粛正について申し述べます。

先般、大蔵省の元職員に係る不祥事につきまして、私自身を含めた大蔵省の幹部職員について処分等を行いました。一連の不祥事によって、大蔵省、ひいては公務員全体への信頼が大きく損なわれたことはまことに遺憾であり、極め

て重く受けとめております。

大蔵省としましては、深く反省をし、今後二度とこのようなことが起こらないように綱紀の肅正に最大限努力してまいりたいと考えます。これらに関連し、政府部内の申し合わせを受けて、株式取引に関しましても自粛の通達を出したところであります。

〔平成7年度補正予算（第2号）の概要〕

次に、今般提出いたしました平成7年度補正予算（第2号）の概要について御説明申し上げます。

平成7年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳出面において、経済対策における各般の施策を実施するため、一般公共事業関係費、災害復旧等事業費、教育・研究・社会福祉施設の整備等、土地有効利用特別対策費、阪神・淡路大震災復興対策費等、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費、中小企業等特別対策費等、合計4兆7,150億円を計上しております。このほか、義務的経費の追加など特に緊要となった事項等について措置を講ずることとしております。

また、平成5年度の決算上の不足に係る決算調整資金からの繰入相当額5,663億円につきましては、その清算である繰り戻しが行われていないという異例の状況となっておりますが、6年度決算において純剰余金が生じたこの機会に同資金に繰り戻すことといたしております。

なお、現下の厳しい財政事情にかんがみ、既定経費につきまして5,476億円を節減するとともに、予備費について1,500億円を減額することとしております。

他方、歳入面におきましては、前年度の決算上の純剰余金6,077億円を計上し、決算調整資金への繰り戻し等に充てるため、特例として財政法第6条に基づく国債整理基金への繰り入れを行わないこととするとともに、その他収入の増加を見込んでなお不足する歳入について、やむを得ざる措置として公債の追加発行4兆7,020億円を行うこととしております。追加発行する公債のうち2,110億円につきましては、まことにやむを得ざる措置として特例公債を発行することとしております。

なお、剰余金の処理の特例及び特例公債の発行につきましては、別途、平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることとしております。

これらの結果、平成7年度一般会計第2次補正後予算の総額は、歳入歳出とも第1次補正後予算に対し5兆3,252億円増加して、79兆384億円となっております。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましても所要の補正を行うこととしております。

財政投融资につきましては、経済対策において、公共投資等の円滑な実施等を図るため、国債・地方債の消化等についてその資金を積極的に活用することとしているところであります。

このため、今回の補正予算においては、国営土地改良事業特別会計等13機関に対して総額1,234億円の財投追加を行うとともに、国債引き受けについては、資金運用部資金による1兆9,520億円の引き受けを予定しております。

以上、平成7年度補正予算（第2号）の大要について御説明いたしました。

何とぞ、各法律案とともに、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○平成7年11月20日（月）

【橋本通産大臣のA P E C大阪会議等出席報告】

先週、大阪にて開催されましたA P E C閣僚会議、A P E C非公式経済首脳会議について御報告をいたします。

まず、11月16日から17日まで開催されたA P E C閣僚会議におきましては、私は、河野外務大臣とともに共同議長を務めるとともに、多くの経済閣僚を中心に会談等を持ち、A P E Cを中心に意見交換を行いました。

本年のA P E C大阪閣僚会議の最大の課題は、昨年のボゴール宣言を受けて、これを実行に移すための「行動指針案」を策定し、首脳に提出することでありました。今年の1月からこの作業を開始したわけではありますが、その策定、調整の過程は必ずしも容易なものではありませんでした。特に、「包括性の原則」、「同等性の原則」及び「無差別原則」の3つの点については、閣僚会議に至るまで調整がつかず、閣僚レベルの調整にゆだねられたわけではありますが、我が国も議長として調整に努めた結果、最終的には合意を形成することができました。

今回、日本が議長として「行動指針」の取りまとめに成功したことには極めて大きな意義があります。

第1に、アジア・太平洋地域の信頼を勝ち得ることができたということです。今回の取りまとめの過程において、多くの問題について、米国、中国といった大国やA S E A N、さらにその他の国々の間でさまざまな意見の相違が存在しました。その中において、日本がいずれの問題についても特定の側に偏ることなく中立公正な形で調整を行ったことは、多くのメンバーに評価されています。これはこの地域における将来の日本の経済外交にとってはかり知れない財産となるであります。

第2に、交渉あるいは拘束的、強制的な手法によるのではなく、自主性を基本としつつ、それを協調させていくというアジア的な自由化、円滑化の推進を「協調的自主的自由化」という形で正式に位置づけることができたことでもあります。従来の交渉を中心とした自由化の推進は、一方で緊張を高める場合もあります。特に、A P E Cのように多様なメンバーが集まっている場合には、交渉に基づく自由化は必ずしも最大の成果をもたらすとは限りません。その意味で、自主性を基本とした自由化の重要性がとかく2国間の交渉を重視しがちであった米国等の先進国にも認められたということは、極めて意義深いことと考えております。

また、今回の「行動指針」の中には、A P E Cメンバーが平等なパートナー

として進めていくべき経済・技術協力の指針と具体的な協力行動の内容が13の分野において定められております。自由化や円滑化は経済活力の増進に大きな意義を持ちますが、他方、自由化、円滑化の順調な推進を可能にし、成長の制約を取り除いていくためには、エネルギーや技術など多くの分野において存在する制約を打破していく必要があります。今回まとめられた経済・技術協力に関する行動指針は、こうした制約の打開に大きな力を与えてくれるものと言えるであります。

19日に開催された非公式首脳会議においては、閣僚会議から提案された「行動指針」が承認されるとともに、これを踏まえて、21世紀に向けての成長制約要因である人口、食糧、エネルギー、環境といった問題に対する強い決意を持って取り組んでいくことが表明されました。さらに、各首脳が自由化、円滑化への決意を示すものとして、各首脳が「当初の措置」を大阪に持ち寄りました。これはすべてのメンバーのA P E Cという地域社会に対する強いコミットメントの表明と言えます。

我が国は、戦後、多くの課題を乗り越えながら奇跡とも言うべき経済成長を遂げ、今や世界の最先進国の1つであります。これは我が国がA P E C地域の多くのメンバーが今後直面するであろう多くの困難を既に経験してきたということでもあります。その意味で、我々には分かち合うべき経験、知識、情報などが豊富にあります。これを有効に活用し、地域内における連携を強化していくことは、地域の発展につながるばかりでなく、日本自身にとっても大きな意義のあることであります。

今回のA P E Cは、東京以外の都市で開催された最初の大規模な首脳、閣僚級の国際会議でありました。そして、これは関係議員の皆様、地元各位を初めとして多くの方々の献身的な協力があればこそ可能でありました。このA P E C大阪会議が成功し、他のメンバーからも高い評価が得られたということは、地元の皆様への賛辞でもあります。これは地方の時代の幕をあける1つの大行事であったとも言えるであります。改めて感謝申し上げ、私の報告といたします。

○平成7年11月20日（月）

【河野外務大臣のA P E C大阪会合を中心とする外交案件に関する報告】

A P E C非公式首脳会議を中心とする外交案件について御報告申し上げます。

A P E C非公式首脳会議においては、「アジア太平洋地域の豊かな未来の実現のための行動」という大きな課題のもと、長期的観点から率直かつ幅広い議論が行われ、閣僚会議より提案された「行動指針」を採択するとともに、「A P E C経済首脳の行動宣言」を発出いたしました。

首脳宣言では、今次大阪会合をもってA P E Cが構想の段階を脱し、行動の段階に入ったことを明らかにするとともに、「行動指針」の主要な考え方を説明し、また、今後A P E Cが長期的に取り組むべき人口、食糧、環境、エネルギー等の課題を示すなど、A P E Cの今後の進路を示しております。

また、首脳会談の際には、自由化に真剣に取り組む決意を内外に示すため各首脳より具体的な「当初の措置」が提示され、我が国も実質的で広範な「当初の措置」を提示いたしました。

今回のA P E C大阪会合を通じ、今後のアジア・太平洋地域の経済発展に向けた各国の強い意欲とともに、我が国の役割に対する大きな期待も改めて感じました。我が国は、今後とも確固たる決意を持って「行動指針」を実施し、A P E Cのさらなる進展に貢献するとともに、この地域の諸国・地域間の相互信頼関係を強化し、この地域の一層の平和と繁栄を構築していくべく力を尽くす考えであります。

また、今回のA P E C大阪会合の成功は、議員各位はもとより、開催地関西を初め多くの方々の多大な御尽力と御協力のたまものであり、深く感謝の意を表すところであります。

また、A P E C大阪会合の機会には、中国、韓国、マレーシア、インドネシア、豪州、タイ、フィリピンとの首脳会談を初めさまざまな2国間会談を行い、実りある意見交換が行われましたが、特に米国、韓国との関係について触れたいと思います。

日米関係については、クリントン大統領の訪日が米国の国内事情によって直前に延期となったことは極めて残念であります。その点につきましては、クリントン大統領、そして大統領にかわり訪日されたゴア副大統領より、村山総理そして日本国民に対し、おわびの気持ちが示されたところであります。

日米双方にとって日米関係が最も重要な2国間関係であることについて、両国政府の認識は完全に一致しており、19日の村山総理とゴア副大統領との会談

においても、できるだけ早い時期に国賓としてのクリントン大統領の訪日を実現するべく、引き続き米側と具体的に日程を調整していくとの確認がなされました。

また、村山総理とゴア副大統領との会談においては、日米安保体制がアジア・太平洋の平和と繁栄にとって引き続き重要な役割を果たしていくことが改めて確認されました。今後とも、国民の広範な支持を得て日米安保体制を円滑に運営していくためにも、沖縄問題について日米が協力して真剣に取り組んでいくことが重要であります。

そのため、ゴア副大統領との会談において、村山総理より、重い負担を負っている沖縄県民の心情につきるる説明され、施設・区域の整理・統合及び縮小のため協力していく必要性を強調するとともに、「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」を正式に設置し、20日に第1回会合を開催することに合意し、本日、同会合を開催いたしました。

韓国との関係につきましては、最近、歴史認識の問題等をめぐり困難な問題が生じ、事態を憂慮しておりましたが、APECの際に行われた日韓首脳会談及び日韓外相会談におきまして、歴史認識の問題、対北朝鮮政策などに関する率直な意見交換が行われました。その結果、過去を直視した上で未来志向の日韓関係を築いていくことの重要性、対北朝鮮政策についての日韓間の緊密な連携の必要性につき両国間で認識の一致を見、今後、日韓関係を前向きに進展させる端緒が得られたと考えております。

また、この機会に、我が国が提出しておりました「核実験の停止を求める決議案」が、去る17日、国連総会第1委員会において多数の国の賛成を得て採択されましたことを御報告いたします。

決議の採択は、核実験停止を求める国際社会の真剣な意思を明らかにするものであり、全面核実験禁止条約交渉の推進のためによい環境をつくるものと考えております。我が国としては、この結果を踏まえ、核実験の停止を強く求めていくとともに、全面核実験禁止条約の早期妥結のためでき得る限りの努力を行っていく所存であります。

また、我が国が提出をいたしました「究極的核廃絶に向けた核軍縮に関する決議案」につきましても、多数の国の賛同を得て採択されたことをあわせて御報告申し上げます。

政府といたしましては、以上申し述べた点を含め、引き続き外交の諸課題に全力で取り組んでまいり所存であり、議員各位の御理解を得たく、ここに御報告申し上げます。

○平成7年12月13日（水）

【武村大蔵大臣の現下の金融問題についての報告】

現下の金融をめぐるしましては、バブル崩壊の後遺症などから大変厳しい状況が続いておりますが、当面の主要な問題について申し上げます。

まず、金融機関の不良債権問題について申し上げます。

金融は、経済活動に必要な資金の供給という、経済全体にとっていわば動脈とも言える重要な役割を担っております。健全で活力ある金融システムは、我が国経済の持続的な発展のための不可欠の前提であります。したがって、金融機関の不良債権問題を早期に解決することは、我が国経済にとっての喫緊の課題であり、その処理を先送りすることなく果敢に対応していく必要があります。

このため、ディスクロージャーの拡充に積極的に取り組んでまいりますとともに、金融機関経営の健全性を確保するための早期是正措置、破綻処理手続の早期開始に関する制度の創設や民間資金の拠出に関する透明性の高い枠組みの時限的な導入等について検討を進めているところでございます。

また、信用組合の経営の健全化を図るため、検査・監督面での自治体と国との連携強化や受け皿機関の整備等を進めてまいりたいと考えております。さらに、公的資金の時限的な導入も含めた公的な関与のあり方につきましても、金融システム内での最大限の対応等を踏まえながらも検討を進めているところでございます。

現在、金融制度調査会金融システム安定化委員会の審議等を踏まえながら、年内に不良債権問題の解決に向けての対応策が取りまとまるよう全力で取り組んでいるところでございます。法律改正等が必要なものにつきましては、次期通常国会に所要の法律案を提出させていただきたい考えでございます。

次に、不良債権問題の中で象徴的かつ緊要な課題となっている住宅金融専門会社をめぐる問題について申し上げます。

住専問題の解決に向けて大蔵省は、これまで母体及び貸し手金融機関の間の協議等を通じた当事者間の合意形成を促進するとともに、その論議を踏まえながら行政として所要の検討を進めてまいったところでございます。

本問題につきましては、現在、大蔵省・農林水産省間において緊密に協議をしながら処理方針の策定について全力を挙げております。去る8日には、両省の大臣間で意見を交換したところでございますが、大蔵省としましては、早急に問題解決のめどをつけるべく、さらに強い決意を持ってこの問題に取り組んでまいります。

最後に、大和銀行問題について申し上げます。

今回、同行のニューヨーク支店における従業員の不正行為等に加え、銀行による不適切な業務運営が指摘をされ、現地金融監督当局から厳しい措置を受けるに至った大和銀行の一連の事件についてはまことに遺憾であります。大蔵省としましても、大和銀行に対し、銀行法及び信託業法に基づく命令並びに外国為替及び外国貿易管理法に基づく処分を発出したところであります。また、今後、外国金融監督当局との一層緊密な情報交換の促進、銀行の内部管理体制等に対する監督の充実及び海外拠点に対する検査の充実等を図っていかねばなりません。我が国の金融行政に対する内外の信頼を確保してまいり所存でございます。このため、省内に、その具体的な方策を検討するための局長クラスから成る委員会を発足させ、現在検討を進めているところでございます。

いずれにしましても、大蔵省としましても、今回、邦銀の海外拠点における不正事件の相手国への通報につきましては、相手国の銀行監督に関する対応の仕方への配慮が欠けていたことを率直に反省し、これを貴重な教訓としてまいりたいと考えております。

3 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会決議	本会議決議	備考
1	議院運営委員長志苦裕君解任決議案	石井 一二君	7.10.25				7.10.25 撤回
2	総務庁長官江藤隆美君問責決議案	勝木 健司君 外1名	11.13				11.13 撤回